

令和6年白老町議会定例会1月会議会議録（第2号）

令和6年1月29日（月曜日）

開 議 午後 1時30分

散 会 午後 2時 4分

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 行政報告
 - 第 4 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第11号）
 - 第 5 議案第 2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第 6 議案第 3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
 - 第 7 議案第 4号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
-

○会議に付した事件

- 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第11号）
 - 議案第 2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第 3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
 - 議案第 4号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
-

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 水口光盛君 | 3番 氏家裕治君 |
| 4番 長谷川かおり君 | 5番 西田祐子君 |
| 6番 前田弘幹君 | 7番 森山秀晃君 |
| 8番 佐藤雄大君 | 9番 貳又聖規君 |
| 10番 前田博之君 | 11番 森哲也君 |
| 12番 飛島宣親君 | 13番 広地紀彰君 |
| 14番 小西秀延君 | |
-

○欠席議員（1名）

- 2番 田上治彦君
-

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 6番 前田弘幹君 | 7番 森山秀晃君 |
| 8番 佐藤雄大君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大 塩 英 男 君
副 町	長	大 黒 克 巳 君
教 育	長	安 藤 尚 志 君
総 務 課	長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課	長	増 田 宏 仁 君
政 策 推 進 課	長	富 川 英 孝 君
税 務 課	長	本 間 弘 樹 君
町 民 課	長	久 保 雅 計 君
健 康 福 祉 課	長	渡 邊 博 子 君
子 育 て 支 援 課	長	齋 藤 大 輔 君
生 活 環 境 課	長	三 上 裕 志 君
経 済 振 興 課	長	工 藤 智 寿 君
建 設 課	長	瀬 賀 重 史 君
上 下 水 道 課	長	舛 田 紀 和 君
学 校 教 育 課	長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課	長	伊 藤 信 幸 君
消 防	長	後 藤 悟 君
病 院 事 務	長	村 上 弘 光 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 幹	小 山 内 恵 君

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） 本日1月29日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会1月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、6番、前田弘幹議員、7番、森山秀晃議員、8番、佐藤雄大議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議運営の協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和6年白老町議会定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により1月会議（第2号）を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、令和6年定例会1月会議（第2号）の運営の件であります。

定例会1月会議（第2号）に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、補正予算3件、条例の一部改正1件の議案4件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから1月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（小西秀延君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

大塩町長。

〔町長 大塩英男君登壇〕

○町長（大塩英男君） 令和6年白老町議会定例会1月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

白老町立国民健康保険病院の常勤医師の退職についてであります。

現在、内科常勤医師3名と整形外科常勤医師1名の合計4名体制にて対応しているところですが、猪原達也病院長については、3月31日付で定年退職予定となっており、田崎法昭整形外科医長についても、同日付で任期満了に伴う退職が予定されております。

猪原病院長の後任となる内科常勤医師については、3月1日付で採用する予定であり充足見込みとなっておりますが、田崎医長の後任となる外科系常勤医師については、採用には至っていないことから、外科診療体制の再編が急務となります。

当面は出張医師枠の拡大や内科常勤医師への患者紹介等により対応していく所存であります。一日も早い常勤医師の確保を目指して、全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、本1月会議には、議案4件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（小西秀延君） これで、行政報告は終わりました。

◎議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第11号）

○議長（小西秀延君） 日程第4、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第11号）を議題に供します。

議案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議1-1をお開きください。議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億2,922万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億1,840万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年1月29日提出。白老町長。

3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、4ページの2、歳出につきましては、

記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に5ページの「第2表 地方債補正」についてです。国民健康保険病院事業会計繰出金等につきましては、改築事業に対しそれぞれ過疎債の追加配分があったことから、増額をするものであります。

臨時財政対策債については、12月に実施された普通交付税の追加配分において今年度の臨時財政対策債償還費として2,643万7,000円が交付されたことから、今年度の借入予定額3,660万4,000円から当該交付額分を減額し、1,016万7,000円を今年度の臨時財政対策債の借入額とするものであります。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきますので、12、13ページをお開きください。2款総務費、1項9目企画調整費、(1)ふるさと納税推進事務経費132万7,000円の増額補正であります。補正予算(第10号)において本年度のふるさと納税の寄附額を10億円と見込み、増額補正を行ったところでありましたが、令和5年12月末時点において約11億3,300万円のご寄附を頂いたところでありまして、これに伴い本年度のふるさと納税に係るワンストップ特例申請の処理及び寄附金受領証明書の発行に要する経費を増額するものであります。財源は一般財源であります。寄附金の一般寄附金分を同額増額するものであります。(2)ふるさと納税推進PR事業1億3,943万5,000円の増額補正であります。ふるさと納税推進事務経費と同様に補正予算(第10号)において本年度のふるさと納税の寄附額を10億円と見込み、増額補正を行ったところでありまして、令和5年12月末時点において約11億3,300万円のご寄附を頂いたことから、寄附に対する返礼品の報償費及びポータルサイトの運用に要する委託料を増額するものであります。財源は一般財源であります。寄附金の一般寄附金分を同額増額するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)物価高騰対策低所得世帯支援事業(均等割のみ課税)9,300万円の新規計上は、私の説明の後に別添資料に基づき担当課長より説明をさせていただきます。15ページです。2項1目児童福祉総務費、(1)放課後児童クラブ環境改善事業553万3,000円の新規計上であります。工事請負費は、夏休み期間中においても開設する必要がある児童クラブについて、これまでにない夏場の猛暑が続いている中、児童の熱中症対策としてエアコンの設置工事に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。2項2目児童措置費、(1)物価高騰対策低所得世帯支援事業(こども加算)1,802万8,000円の新規計上は、別添資料に基づき担当課長より説明をさせていただきます。

16ページをお開きください。4款環境衛生費、1項1目地域保健費、(1)未熟児養育医療給付事業経費111万5,000円の増額補正であります。扶助費は養育医療費が想定よりも増加し、予算不足が見込まれることから増額するもので、財源は国庫負担金の未熟児養育医療費等負担金55万7,000円、道負担金の養育医療給付費負担金27万8,000円、一般財源28万円を充当いたします。(2)産婦健診・産後ケア事業15万2,000円の増額補正であります。委託料は、産婦健康診査受診者の増、並びに産後ケアの利用者増加により不足見込み分を計上するもので、財源は国庫補助金の母子保健衛生費補助金7万6,000円、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金

繰入金 7 万 6,000 円を充当いたします。4 項 1 目病院事業費、(1) 国民健康保険病院事業会計繰出金等(病院改築事業分) 15 億 6,770 万円の増額補正であります。都市構造再編集中支援事業費補助金について、当初予算では病院事業会計に計上しておりましたが、国、北海道と協議を進める中で、一般会計で補助金を受領し病院事業会計へ繰り出すことで協議が整ったことから補助金相当額 13 億 770 万円を繰り出しするものであります。これに伴いまして議案第 3 号で病院事業会計の補助金の歳入を同額減額する形となります。合わせまして地方債補正でご説明したとおり、過疎債の 2 次配分において病院改築事業に対する追加配分があったことから町債の増額補正分 2 億 6,000 万円を繰出金として繰り出すものであります。

10 款教育費、6 項 1 目しらおい食育防災センター管理運営費、(1) 学校給食食材経費 202 万 3,000 円の増額補正であります。需用費の賄材料費は昨今の食材価格高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 学校給食費無償化事業 90 万 7,000 円の増額補正であります。需用費の賄材料費は学校給食食材経費と同様、昨今の食材価格高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は繰入金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

以上で歳出の説明を終わらせていただき、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6、7 ページにお戻りください。12 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、普通交付税 5,812 万 1,000 円は、昨年 12 月に実施された普通交付税の再算定において地方債補正で説明した臨時財政対策債償還費として 2,643 万 7,000 円のほか、地方公共団体が経済対策事業等を円滑に実施するために必要な経費として 2,907 万 8,000 円、当初交付時の減額調整の復活分として 260 万 6,000 円、合わせて 5,812 万 1,000 円が追加交付により増額となるものであります。

続いて 9 ページをお開きください。20 款繰入金、1 項 6 目財政調整基金繰入金 197 万 8,000 円は、国の重点交付金を活用して実施する物価高騰対策低所得世帯支援事業の国庫支出金不足分を繰り入れするものであります。

続きまして 21 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 2,384 万 8,000 円の減額で、歳出総額に対する一般財源の余剰分を計上するものであります。これにより繰越金の留保額は、6,695 万 4,000 円となります。

議案第 1 号の説明は以上であります。続きましてお手元にお配りしている黄緑色の表紙の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業と書かれた資料を御覧ください。

資料 1 につきましては、今回の補正予算に計上されております重点支援交付金の低所得世帯支援に関する概要をまとめたものです。全体概要ですが低所得世帯支援として 12 月会議において住民税非課税世帯への 7 万円の追加給付事業の議決をいただいたところではありますが、その後国において住民税均等割のみ課税世帯への 10 万円の給付並びに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に属する 18 歳以下の児童一人当たり 5 万円を追加して給付する事業の実施が決定されたものであります。12 月 22 日付で国から交付限度額の通知があり、均等割のみ課税世帯への給付及び子供加算分を合わせて 1 億 2,988 万 9,000 円の限度額が示されたことから、本補正予算におきまして当該給付事業の予算を提案するものであります。

私からは以上であります。

○議長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 続きまして、物価高騰対策低所得世帯支援事業（均等割のみ課税）についてご説明いたします。事業費は9,300万円で財源内訳は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が9,225万円、一般財源が75万円です。事業目的は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担が増加し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（均等割のみ課税されている世帯）に給付金を支給することで、生活を支援し影響の緩和を図るものであります。事業概要ですが、給付対象者は基準日の令和5年12月1日に本町に住民登録があり、かつ、令和5年度住民税所得割が課されていない者のみで構成されている世帯の世帯主です。住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外となります。給付金の額は、対象一世帯当たり10万円です。実施方法は、予定ですが2月下旬頃までには対象となる世帯に振込口座や扶養状況等の確認書の送付を開始し、対象世帯から確認書を受領した後、審査し随時口座振込で給付します。事業費内訳は記載のとおりで、対象世帯を900世帯と見込み、交付金で9,000万円、その他経費で総額9,300万円の事業です。事業効果は、エネルギー・食料品等の物価高騰における低所得世帯の生活の安定化です。

以上で説明を終わります。

○議長（小西秀延君） 齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） 物価高騰対策低所得世帯支援事業（こども加算）についてです。事業費は1,802万8,000円で、財源内訳は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が1,680万円、一般財源が122万8,000円です。次に事業概要です。給付対象者と給付金額ですが、令和5年定例会12月会議において補正予算の議決をいただきました7万円の追加給付対象である住民税非課税世帯及びただいま健康福祉課長が説明しました物価高騰対策低所得世帯支援事業（均等割のみ課税）の二つの給付対象世帯が、こども加算の対象となります。世帯主と同一世帯となっている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算し給付するものです。続きまして実施方法ですが、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯については申請不要です。新生児等は申請してもらうこととして実施する予定です。次に事業費内訳ですが、非課税世帯の児童が211名、均等割のみの課税世帯の児童が59名、新生児等50名、合計320名と見込み1,600万円、事務費として時間外手当やシステム改修業務委託料など合計202万8,000円となっております。

以上です。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第11号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（小西秀延君） 日程第5、議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

議案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議2-1をお開きください。議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,835万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月29日提出。白老町長。

次に2、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきますので、6、7ページをお開きください。9款諸支出金、1項1目国民健康保険税還付金、償還金、利子及び割引料において、過年度に資格喪失した方がいたため、還付金に不足が生じることから、50万円の増額補正をするものであります。

次に、歳入です。4ページにお戻りください。6款繰越金、1項1目繰越金は、歳出見合いの補正であり、50万円の増額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（小西秀延君） 日程第6、議案第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議3-1をお開きください。議案第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,135万8,000円は現年度損益勘定留保資金1,135万8,000円により補てんするものとする。）

収入、第1款 資本的収入、既決予定額29億8,023万9,000円、補正予定額マイナス160万円、計29億7,863万9,000円。

第1項 出資金、既決予定額5億7,280万円、補正予定額15億6,770万円、計21億4,050万円。

第2項 企業債、既決予定額10億9,450万円、補正予定額マイナス2億6,160万円、計8億3,290万円。

第3項 補助金、既決予定額13億1,293万9,000円、補正予定額マイナス13億770万円、計523万9,000円。

支出、第1款 資本的支出、既決予定額29億9,868万円、補正予定額マイナス868万3,000円、計

29億8,999万7,000円。

第1項 建設改良費、既決予定額29億9,868万円、補正予定額マイナス868万3,000円、計29億8,999万7,000円。

令和6年1月29日提出。白老町長。

次に議3-2です。令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に議3-3です。令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算説明書ですが、補正予算の内容について順に説明いたします。

最初に1款資本的収入です。1項1目出資金ですが、過疎債の2次配分による増額補正と当初に補助金で見込んでいた都市構造再編集中支援事業補助金について、一般会計で補助金を受領し、病院会計が繰り入れることになった増額補正となっております。病院改築事業分の一般会計出資金として過疎債に相当する出資金2億3,800万円の増額を見込み、6億5,800万円とする内容に加えて、都市構造再編集中支援事業補助金として当初より補助金で見込んでいた10億3,310万円を一般会計出資金に組み替えて合計額16億9,110万円とする内容です。また、介護医療院整備事業分の一般会計出資金として過疎債に相当する出資金2,200万円の増額を見込み、1億7,480万円とする内容に加えて、都市構造再編集中支援事業補助金として当初より補助金で見込んでいた2億7,460万円を一般会計出資金に組み替えて合計額4億4,940万円とする内容です。

次に2項1目企業債ですが病院改築事業分の病院事業債として2億3,920万円の減額を見込み、6億5,800万円とする内容です。また、介護医療院整備事業分の病院事業債として2,240万円の減額を見込み、1億7,490万円とする内容です。

最後に3項1目補助金ですが先ほど出資金で説明したとおり当初補助金で見込んでいた都市構造再編集中支援事業補助金13億770万円を一般会計出資金に組み替えたことから同額を減額してゼロ円とし、定例会12月会議で可決いただいた特定防衛施設周辺整備調整交付金523万9,000円とする内容です。

次に議3-4の資本的支出を御覧ください。今回補正する科目は1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設整備費、23節委託料です。このたびコンサルタント支援業務及び太陽光パネル実施設計分の減額分として、病院改築事業工事監理委託料等で685万9,000円の減額を見込み、2,587万9,000円とする内容です。また、介護医療院改築事業工事監理委託料等では182万4,000円の減額を見込み、687万9,000円とする内容です。なお、委託料全体としては、合計868万3,000円の減額を見込み、3,275万8,000円とするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第7、議案第4号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議4-1をお開きください。議案第4号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年1月29日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。

議4-2をお開きください。附則です。

（施行期日）

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

（白老町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

2 白老町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改める。

第15条中「昭和26年条例第32号）第1条第4号」を「平成12年条例第8号）第2条第17号」に改める。

議4-3をお開きください。議案説明です。

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新設し、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議4-4以降の白老町手数料徴収条例新旧対照表につきましては、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が1件400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行が1件700円とされて

いるほか、記載のとおりであります。

なお、戸籍電子証明書提供用識別符号とは、各市町村において、個人ごとの戸籍情報に本籍地と筆頭者のほかに16桁の番号がつけられたものを交付し、戸籍謄本の代わりとなるものであり、除籍電子証明書提供用識別符号は、除籍謄本の代わりとなります。例えば、これらを法務局に提出することなどが想定されております。

参考までに従来の戸籍謄本は1通450円、除籍謄本は1通750円であります。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日1月30日から3月31日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時 4分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 前 田 弘 幹

署 名 議 員 森 山 秀 晃

署 名 議 員 佐 藤 雄 大